

令和3年度 しゅうがくえんじょ 就学援助のお知らせ（給食費拡充分含む）

～ 令和2年度に就学援助を受けていた方でも、引き続き援助をご希望の方は毎年申請が必要です ～

豊見城市教育委員会では、生活に困っているご家庭であっても、小・中学校（公立学校のみ）のお子さんが安心して学校生活を送ることができるよう、学用品費や給食費などの費用の一部を援助しています。

1. 受付期間	
提出期限	令和3年4月1日（木）～令和3年4月末日まで
受付場所、申請書の配布場所	学校の事務室 または 豊見城市教育委員会学校教育課（市役所4階）

※申請は随時受け付けておりますが、5月1日以降に提出した場合は、提出日の翌月認定となります。

2. 給食費のみの援助について（沖縄県子どもの貧困対策推進交付金活用事業）

平成28年度から沖縄県子どもの貧困対策推進交付金を活用して、審査基準を緩和した給食費のみの援助（給食費拡充分）を実施しています。この交付金の終了に伴い、給食費のみの援助についても令和3年度で終了する予定ですので、あらかじめご承知ください。

3. 援助の対象者

豊見城市に住所を有し、公立の小・中学校へ通学している児童生徒の保護者、または区域外就学で豊見城市内の小・中学校に通学している児童生徒の保護者で、下記のいずれかに該当する方

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 生活保護を受けている家庭に準ずる程度に、生活が困窮していると認められる方



【目安】 令和3年度の目安額。同居している世帯（同居者）全員の総収入額が対象です。

世帯	家族構成	総収入額 （従来）	総収入額 （給食費のみ）
2人	親1人、小学生1人の場合	226万円	243万円
3人	親1人、中学生1人・小学生1人の場合	317万円	341万円
4人	両親、中学生1人・小学生1人の場合	337万円	363万円
5人	両親、中学生1人・小学生1人・4歳の場合	394万円	424万円

※上記の表は、おおよその目安額であり、世帯により金額が異なります。

*特別な事情がある方は、審査に影響しますので申請書や調査書にご記入ください。

世帯全員（同居者）の範囲にご注意ください

世帯全員とは、血縁であるにかかわらず、同居している方全員のことをいいます。また、単身赴任等で別居している場合にも、同一世帯とみなし、その方の収入も審査の対象となります。

ただし、「同居しているが生計が別」等の場合は、光熱水費（電気・水道・ガス代）の領収書（各世帯それぞれ分）の写しがあれば、別世帯としての取扱いができますので、添付してください。

4. 申請に必要な書類

- ① 令和3年度 就学援助申請書
- ② 準要保護児童生徒に関する調査書
- ③ 令和3年度 所得証明書(6/1以降発行)
- ④ 住民票謄本
- ⑤ その他の証明書類(児童扶養手当証書、障害者手帳の写しなど)

両面1枚

※③と④については、教育委員会が住民・税情報を確認することに同意する方は提出不要です。

ただし、令和3年1月1日に他市町村に在住していた方は確認がとれないので③の提出が必要です。

★世帯によって必要書類が異なります。詳しくは、学校教育課までお問い合わせください★

※書類が揃っていない場合や押印漏れにより審査ができない場合、否認定となることがあります。

また、審査資料として必要と認めるときは、追加の書類または資料の提出を求める場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

5. 援助の内容

学用品費、通学用品費、学校給食費、修学旅行費、医療費(むし歯その他の治療費)など

※生活保護世帯は、修学旅行費と医療費のみを援助します。

※学校納付金、PTA会費、部活動費等は援助対象外です。

※認定月により支給額が異なります。詳細は認定時に通知いたします

6. 申請から決定までの流れ

申請を受けた後、審査を行いますが、必要に応じて電話確認や訪問調査を行うことがあります。

結果の通知は7月末頃を予定しております。その間に支払われた給食費は後日払い戻しとなります。

※収入の有無に関わらず必ず税の申告をしてください。

就学援助は収入を審査基準の一つとしています。収入は当該年度の所得証明を確認しておりますので、収入の有無に関わらず18才以上の方は必ず確定申告または住民税申告をしてください。

*扶養に入られている方も申告が必要です。

4月現在、申告をしていない方は6月1日より申告が可能となりますので、6月中に必ず申告してください。世帯員(同居者)に1人でも申告されていない方がいると、審査ができないため否認定となるおそれがあります。

7. その他

申請後や認定後に次のような世帯の状況に変更があった場合は審査に影響が出ますので、必ず申し出てください。

- ・転居した場合
- ・世帯人数(同居人数)に変更があった場合
- ・氏名に変更があった場合

*住民票上の異動があった場合は、認定後でも現状確認の上、再審査を行うことがあります。

支給前後に教育委員会にて転居の有無を確認し、異動がある場合も同様に再審査を行います。

8. お問い合わせ先

豊見城市教育委員会 学校教育課

電話番号：098-850-0035

住 所：豊見城市宜保一丁目1番地1(4F)

令和3年度 就学援助申請書(兼同意書・委任状)

<p>豊見城市教育委員会 教育長 殿</p> <p>私は、就学援助を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>就学援助の可否判断のため、私及び世帯員(同居者)の収入の状況・住民記録情報・生活保護受給情報を教育委員会が確認することに(1. 同意します。2. 同意しません。)</p> <p>※同意しない場合は、令和3年度の所得証明書及び住民票の添付が必要です。</p> <p>また、就学援助が認定された場合は、学用品費・通学用品費・通学費・新入学児童生徒学用品費及び校外活動費は、下記の口座へ振込むよう依頼します。ただし、学校徴収金の未納がある場合の就学援助費の受領については、学校長へ委任します。</p>	<p>申請年月日 年 月 日</p> <p>住所 豊見城市</p> <p>連絡先 (自宅)</p> <p>(父携帯)</p> <p>(母携帯)</p> <p>保護者氏名 ㊞</p>
--	---

○申請の主な理由 ※あてはまるものに○印をしてください。

1. 生活保護を受けているため。(年 月 日から開始)

2. 生活保護が停止又は廃止になったため。(年 月 日から停止又は廃止)

3. その他 []

○住宅の形態 持ち家・賃貸 (家賃 円)

○家族の状況 ※続柄は、保護者から見た続柄を記入してください。

	氏名	生年月日	続柄	年収額	学校・学年 又は 職業
小学生		・			小学校 年
		・			小学校 年
		・			小学校 年
		・			小学校 年
中学生		・			中学校 年
		・			中学校 年
		・			中学校 年
その他の家族		・			
		・			
		・			
		・			

○保護者名義の口座をご記入ください。 ※生活保護を受けている方は記入不要です。

振込先	金融機関名		支店名		店番号	
	口座番号		口座名義人 (カタカナ)			

- 注意事項
- 1 太枠の中のみ記入してください。
 - 2 兄弟姉妹がいる場合は、一枚の申請書に複数記入可能です。
 - 3 小学校と中学校に兄弟姉妹がいる場合は、中学校へ申請書を提出してください。
 - 4 提出先は学校の事務室又は豊見城市教育委員会学校教育課です。原則、保護者が提出してください。

区分	審査結果	開始月	受付印
要・準	認・否	月	

◎就学援助(準要保護)認定審査の資料にしますので、現在の状況を正確に記入してください。

保護者氏名		記入日	令和 年 月 日
電話番号		家族人数(生計を共にしている人員)	人
勤務先名・職業		月額収入(年金等含む)	住宅の状況
生計を共にしている家族の状況	父	円	1. 持ち家 名義(父・母・その他) 2. 借家 3. アパート 4. 公営住宅 5. 間借り 6. その他
	母	円	
	祖父	円	
	祖母	円	
		円	
		円	
		円	
↓ 保護者の状況 ※あてはまる項目を記入 ↓			
1. 死亡(父・母) 年 月 日			
2. 長期療養中(父・母) 年 月 日から療養中 (病名) 通院(している・していない) 週(回)・月(回)			
3. 心身障害者手帳(父・母)(障害名) 等級(級)			
4. 配偶者と(離別・別居) 年 月 日 児童扶養手当(あり・なし)、養育費(あり 月額(円)・なし)			
5. 失業中(父・母) 失業年月 年 月 ・失業理由(解雇・勤務先の経営不振・退職・倒産・その他)			
6. 雇用形態 父: 常勤・臨時・パート・アルバイト(1日 時間勤務)・日雇・契約(更新有・無) 母: 常勤・臨時・パート・アルバイト(1日 時間勤務)・日雇・契約(更新有・無)			
その他特別な事情がありましたら、くわしく記入してください(同居者の状況など)			

記入例

私は、就学援助で申請します。

就学援助の可否判断のため、私及び世帯員(同居者)の収入の状況・住民記録情報・生活保護受給情報を教育委員会が確認することに**1. 同意します。2. 同意しません。**

※同意しない場合は、令和3年度の所得証明書及び住民票の添付が必要です。

また、就学援助が認定された場合は、学用品費・

必ず、いずれかに○をしてください。
※同意しないに○をした場合は、添付書類が必要です。

従来の就学援助制度の援助をご希望の方は「就学援助」を、給食費のみの援助をご希望の方は「給食費のみ」を○で囲ってください。

就学援助 給食費のみ

委任状

令和3年4月1日

住所 豊見城市宜保一丁目1番地1

連絡先 (自宅) 098-850-0000

(父携帯) 090-1234-5678

(母携帯) 080-△△△△-XXXX

保護者氏名 豊見城 太郎

○申請の主な理由 ※あてはまるものに○印をしてください。

- 1. 生活保護を受けているため。(年 月 日から開始)
2. 生活保護が停止又は廃止になったため。(年 月 日から停止又は廃止)
3. その他

記入例: 収入が不安定であり、生活に不安があるため

○住宅の形態 持ち家・賃貸 (家賃 円)

○家族の状況 ※続柄は、保護者から見た続柄を記入してください。

Table with columns: 氏名, 生年月日, 続柄, 年収額, 学校・学年又は職業. Includes entries for elementary and middle school students.

< 4月からの学年、学校 >で記入してください。

Table for other family members with columns: 氏名, 生年月日, 続柄, 年収額, 職業. Includes entries for parents.

この欄には、「一緒に住んでいる方を全員」記入してください。
*小中学生は上の欄に記入しているため不要です。

○保護者名義の口座をご記入ください。 ※生活保護を受けている方は記入不要です。

Table for bank account details with columns: 金融機関名, 支店名, 店番号, 口座番号, 口座名義人(カタカナ).

注意事項

- 1 太枠の中のみ記入してください。
2 兄弟姉妹がいる場合は、一枚の申請書に複数記入可能です。
3 小学校と中学校に兄弟姉妹がいる場合は、中学校へ申請書を提出してください。
4 提出先は学校の事務室又は豊見城市教育委員会学校教育課です。原則、保護者が提出してください。

区分
要・準
保護者氏名と口座名義人は必ず同一にしてください。

◎就学援助(準要保護)認定審査の資料にしますので、現在の状況を正確に記入してください。

保護者氏名	豊見城 太郎		記入日	令和3年4月1日	
電話番号	850-0000		家族人数(生計を共にしている人員)	4人	
	勤務先名・職業	月額収入(年金等含む)	住宅の状況		
生計を共にしている家族の状況	父	〇〇株式会社	180,000円	1. 持ち家 名義(父・母・その他)	
	母	△△事務所	95,000円	2. 借家	
	祖父		円	3. アパート	
	祖母			4. 公営住宅	
				5. 間借り	
				6. その他	

※月の平均支給額(総支給)を記入
生計を同じくしている(同居している)家族を含めて全員分記入してください。

↓ 保護者の状況 ※あてはまる項目を記入 ↓

1. 死亡(父・母) 年 月 日
2. 長期療養中(父・母) 年 月 日から療養中
(病名)
通院(している・していない) 週(回)・月(回)
3. 心身障害者手帳(父・母)(障害名) 等級(級)
4. 配偶者と(離別・別居) 年 月 日
児童扶養手当(あり・なし)、養育費(あり 月額()
5. 失業中(父・母) 失業年月 年 月
・失業理由(解雇・勤務先の経営不振・退職・倒産・その他)
6. 雇用形態
父: 常勤・臨時・パート・アルバイト(1日 8 時間勤務)・日雇・契約(更新有・無)
母: 常勤・臨時・パート・アルバイト(1日 6 時間勤務)・日雇・契約(更新有・無)

該当する項目があれば記入してください。

その他特別な事情がありましたら、くわしく記入してください(同居者の状況など)

世帯の状況や生活の状況など、申請書に記入していない事情がありましたら、こちらに記入してください。

安心して学べる環境づくり

しゅうがくえんじょせいど

就学援助制度

シュウガク エンジョ

就学援助制度とは？

学校教育法などにもとづいて、小・中学校の子どもがいる家庭に学用品費や学校給食費などを市町村が援助する制度です。

修学旅行費



給食費

新入学用品費



医療費



学用品費



校外活動費

援助の内容・対象者は市町村によって異なります。

就学援助イメージキャラクター
ツクロウくん

県HPもチェック!

あなたも **シュウガクエンジョ** 利用できるかも!
子どもたちの、安心して楽しい学校生活のために活用を!!





申請から受給まで

学用品や毎月の給食費、修学旅行費の工面が大変そう…。そんな時には、
就学援助の申請を検討してみませんか。沖縄県内でも小・中学生のいる
多くの家庭が利用している「就学援助制度」。気軽にご相談ください。



お知らせ配布

教育委員会より就学援助制度のお知らせが各家庭に配布されます。



申請手続き

就学援助申請書用紙を学校または教育委員会に提出します。



審査・認定

所得などをもとに審査を行い、教育委員会から結果の通知が届きます。



就学援助費の支給

認定された場合、就学援助費が支給されます。*援助の内容によって異なります。

就学援助制度 Q&A

就学援助制度を正しく理解しよう!



くわしいことはどこに聞けばよいのかしら？

就学援助制度は市町村がおこなっていて、自治体ごとに認定基準や手続き、支援内容が違うよ。
住んでいる市町村教育委員会か、お子さんの通う学校へ問い合わせさせてみてね。



就学援助でもらったお金は、後で返さなくてはいけないの？

貸し付けてではないよ。安心して利用してね。



だれでも就学援助を申請できるの？

小・中学生のいる家庭なら、申請はだれでもできるんだ。



だれでも就学援助を利用できるの？

市町村ごとに異なった認定基準によって審査を行い、認定されたら支給されるよ。



毎年申請が必要なの？

中学校を卒業するまで毎年審査が必要なので忘れずに申請してね!



周りの目が気になっちゃって…。

周りの目が気になるなら、申請は学校や市町村教育委員会に相談してみてね。



利用者の声

利用してよかったという
声がたくさん聞けたよ!

- 絵の具セットや習字セットなどの出費があるので制度があると安心!(30代)
- 給食費の援助もあるので助かります。(30代)
- 子育てに余裕ができたので利用してよかった!(20代)
- 返す心配がないので安心。(30代)

就学援助制度の内容・対象者は
市町村で異なります。

詳しくは、お住まいの市町村教育委員会か、
学校にお問い合わせください。